

熊本市の緑業務に係る組織再編の意義と課題 ～政令指定都市における緑業務の統合集約化状況から～

永田 裕

熊本市都市政策研究所 研究員

キーワード：組織体制、業務統合集約化、緑の基本計画、公園緑地、街路樹、維持管理

1 はじめに

1.1 背景と目的

熊本市は、令和4(2022)年に第38回全国都市緑化くまもとフェアを開催し、同年10月には(公財)都市緑化機構が主催する第42回「緑の都市賞」において、最高賞である内閣総理大臣賞を受賞した¹。さらに、『「森の都」都市宣言に関する決議』²から50周年という節目を迎えた。このような時勢において、令和5(2023)年4月1日に、都市建設局内に「森の都推進部」を創設することになった。これは市内複数にまたがる緑業務を統合集約化し、緑の総合的・戦略的な取組を推進するために組織の再編を行うものである。また平成24(2012)年4月、全国で20番目の政令指定都市となった熊本市は、令和4(2022)年4月に政令指定都市移行10周年を迎えた。

そこで本稿では、組織再編という節目を迎えた熊本市の緑行政について、政令指定都市における熊本市の位置づけを組織体制や統合集約化の面から把握する。また業務統合集約化の状況については、「緑の基本計画や地方公共団体の主要な緑を所管する部署」、「主要な緑において施策・事業・管理の総括を所管する部署(以下、「施策等の総括を所管する部署」とする)と現場での維持管理を所管する部署」に着目して整理した。

最後に熊本市における組織再編の意義や、今後の課題を考察した。

1.2 緑業務の定義

本稿で取り扱う緑業務については、緑の保全や緑化の推進、公園等の整備、管理に関する計画であり、市民・事業者・行政が一体となって取り組む緑豊かなまちづくりの指針となる緑の基本計画と地方公共団体における主要な緑である公園緑地及び街路樹を対象とした。

2 研究の方法

研究のフローを図1に示した。まず政令指定都市における緑業務の所管部署や業務の統合集約化の状況について、次の2つ観点から把握した。①主要な緑分野の基本計画である緑の基本計画の所管課、公園緑地の所管課、街路樹の所管課(施策の総括等を所管する部署)を対象に、どの階層で統合集約化されているのか把握した。②公園緑地及び街路樹の主に現場で維持管理を担当する部署について把握した。次に、①・②において、それぞれ類型化し、政令指定都市における緑業務の統合集約化状況について整理した。最後に熊本市の緑業務に係る組織再編の意義や、今後の課題を考察した。

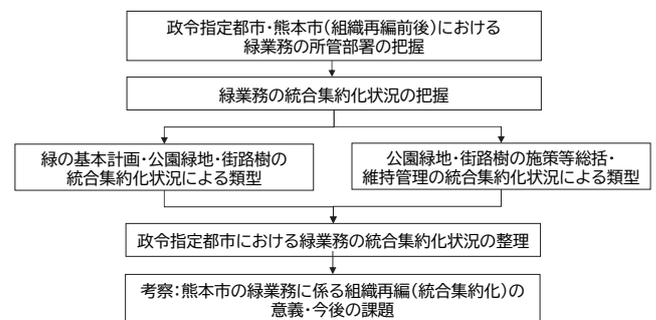


図1 研究のフロー

次に調査方法を説明する。政令指定都市における緑業務の所管部署の把握については、各都市の事務分掌条例や規則について、「緑の基本計画」等の対象業務の単語が入っているかを基に判断した。事務分掌条例や規則では判断できない場合は、各都市のホームページで対象業務のページ等で把握した。さらにそれでも判断ができない場合は、各都市の担当課へ聞き取りを実施した(付表)。なお調査期間は、令和4(2022)年8月4日から25日と令和5(2023)年4月1日であった。

3 緑業務における所管部署の統合集約化の状況

3.1 緑業務の統合集約化状況による類型

3.1.1 熊本市における統合集約化の状況

熊本市における緑業務の所管部署を把握した(表1)。組織再編前における緑の基本計画は環境局環境推進部環境共生課が所管していた。各課の事務分掌をみると、環境共生課は緑化の推進及び自然保護に係る総合的企画及び調整に関すること、自然保護に関する業務や熊本市生物多様性戦略をはじめとした生物多様性に係る総合的企画及び調整に関することを所管していた。公園緑地は都市建設局土木部公園課が所管していた。公園課は公園の整備計画や建設・改良工事及び維持管理の総括、公園の利活用、占用・使用等の総括を所管していた。街路樹は都市建設局土木部道路保全課が所管していた。道路保全課は道路及び橋りょうに係る保全事業の総括や道路の附属の機能保全に関すること、街路樹再生計画を所管していた。統合集約化の度合としては、公園緑地と街路樹が同一局・同一部となっていた。一方で公園緑地や街路樹に関する基本計画(緑の基本計画)が他局にあった。

また組織再編後は、緑の基本計画は都市建設局森の都推進部みどり政策課が所管していた。公園緑地・街路樹はみどり政策課やみどり公園課が所管していた。各課の事務分掌をみると、みどり政策は、緑地の保全及び緑化の推進・公園・街路樹・森林整備に係る調整、林務の総括、緑の基本計画、街路樹再生計画、健全な森づくり推進計画その他緑又は公園の計画に関することを所管していた。みどり公園課は、公園に係る工事・管理・利活用等の総括に関すること、街路樹の維持管理の総括及び植栽技術の育成に関すること等を所管していた。

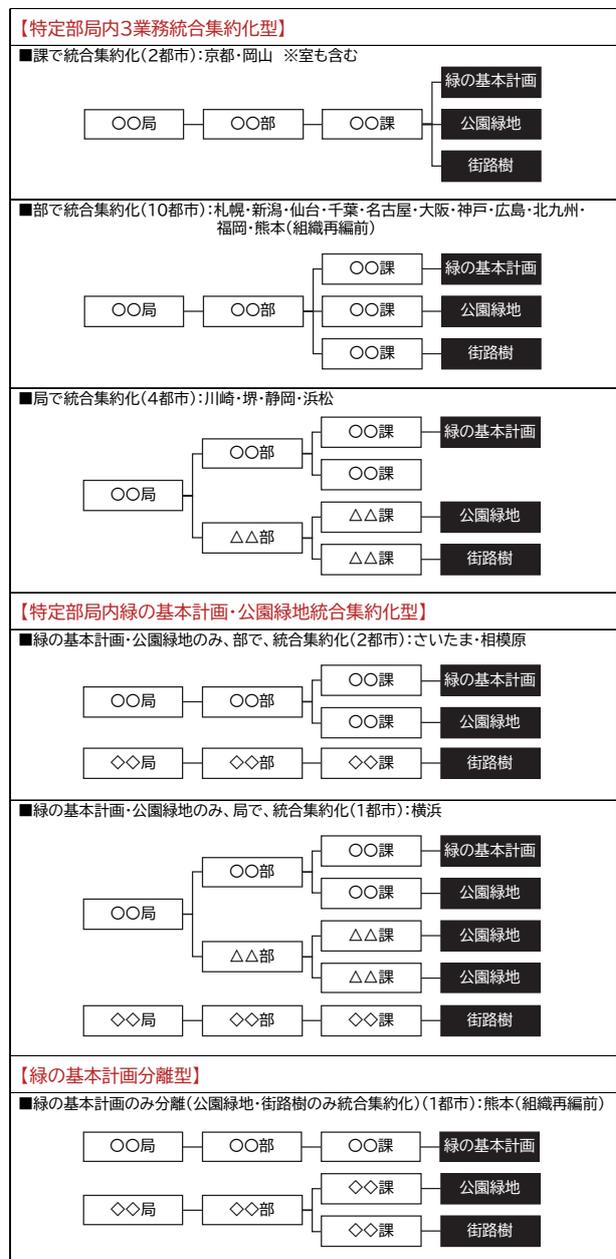
表1 熊本市における緑業務の所管部署(組織再編前後)

都市名	局	部	課	緑の基本計画	公園緑地	街路樹
熊本市 (再編前)	環境局	環境推進部	環境共生課	■		
	都市建設局	土木部	公園課		■	
			道路保全課			■
各区役所	区民部	各区土木センター				
熊本市 (再編後)	都市建設局	森の都推進部	みどり政策課	■	■	■
			みどり公園課		■	■
	各区役所	区民部	各区土木センター			

以上より、組織再編によって3分野が同一局・同一部で所管されることになった。一方で生物多様性については、森の都推進部の所管ではなく、環境局環境推進部環境政策課が所管することになった。

3.1.2 政令指定都市における統合集約化の状況

政令指定都市における緑の基本計画・公園緑地・街路樹の統合集約化の状況について、緑の基本計画を所管する部署を中心におき類型化した。類型化の結果、「特定部局内3業務統合集約化型」、「特定部局内緑の基本計画・公園緑地統合集約化型」、「緑の基本計画分離型」の3つに類型化できた。類型ごとの所管部署及び所管業務のイメージを図2に示した。



※公園緑地は、業務の内容により複数課で所管している都市もある。
※新潟・浜松は、部・課体制であり、局を設置していない。

図2 類型ごとの所管部署・所管業務のイメージ

表2 政令指定都市における緑業務の統合集約化の状況

類型名		特定部局内 3業務統合集約化型	特定部局内 緑の基本計画・公園緑地 統合集約化型	緑の基本計画 分離型
統合集約化の 対象	緑の基本計画	■	■	
	公園緑地	■	■	■
	街路樹	■		■
統合集約化の 度合	局	4	1	0
	部	10	2	1
	課	2	0	0

また政令指定都市における緑業務の統合集約化の状況を表2に示した。

類型ごとに説明をすると、1つ目の類型は「特定部局内3業務統合集約化型」である。この類型は、緑業務の3業務が特定部局内(局・部・課)で統合集約化されている類型である。またこの類型について統合集約化の度合で細分化できる。統合集約化の度合が高い順にみると、課で統合集約化されている都市は、2都市であり、京都市・岡山市が該当する。部で統合集約化されている都市は、10都市(組織再編後の熊本市を含むと11都市)であり、札幌市・新潟市・仙台市・千葉市・名古屋市・大阪市・神戸市・広島市・北九州市・福岡市が該当する。なお組織再編後の熊本市もこの類型に該当する。局で統合集約化されている都市は、4都市であり、川崎市・堺市・静岡市・浜松市が該当する。

2つ目の類型は「特定部局内緑の基本計画・公園緑地統合集約化型」である。この類型は、特定部局内において、緑の基本計画と公園緑地が統合集約化されており、街路樹が他局と分離している類型である。またこの類型について統合集約化の度合で細分化できる。統合集約化の度合が高い順にみると、部で統合集約化されている都市は、2都市であり、さいたま市・相模原市が該当する。局で統合集約化されている都市は、1都市であり、横浜市が該当する。

3つ目の類型は「緑の基本計画分離型」である。この類型は、緑の基本計画が統合集約化されていない類型である。この類型は、1都市であり、熊本市(組織再編前)のみが該当する。

この節の小括をすると、政令指定都市において、緑業務の3業務について統合集約化の状況を見ると、3つに類型化できた。また3つのタイプのなかで「特定部局内3業務統合集約化型」の都市が多く、その中でも部単位で統合集約化されている都市が多いことが分かった。このことから、この類型が政令指定都市における主流だと考えられる。なお、熊本市(組織再編後)もこの類型に該当していた。一方、公園緑地・街路樹の所管課が同一部で統合集約化されており、緑の基本計画は他局となっている「緑の基本計画分離型」は、熊本

市(組織再編前)のみであった。

以上より、熊本市は市町村が策定する計画において、緑地の保全や緑化の推進に関して、将来像、目標、施策等を定める緑の基本計画と、代表的な緑である公園緑地が局を跨いで所管している唯一の都市であり、組織再編を経て政令指定都市の主流とも言える統合集約化状況となった。

3.2 施策等の総括・維持管理の統合集約化状況による類型

3.2.1 熊本市における統合集約化の状況

熊本市における公園緑地・街路樹の施策等の総括と維持管理の所管部署を把握した(表3)。施策等の総括については、前節で述べたとおり、組織再編前をみると、公園緑地は都市建設局土木部公園課が所管、街路樹は都市建設局土木部道路保全課が所管していた。組織再編後は、公園緑地・街路樹ともに都市建設局森の都推進部みどり政策課及びみどり公園課が所管していた。維持管理は、組織再編前後ともに各区役所の土木センターが所管していた。前節で説明したものを除き、各課の事務分掌をみると、土木センターは、総務課と維持課に分かれており、総務課が土木センターの庶務や予算の総括等を所管していた。維持課は、道路・公園・河川に係る維持管理等を所管しており、道路法では街路樹も道路の付属物として位置づけられているため、街路樹の維持管理も所管していた。

表3 公園緑地・街路樹の維持管理における所管部署

都市名	局	部	課	公園 緑地	街 路樹	公園 緑地 (維持 管理)		街 路樹 (維持 管理)	
						公園 緑地	街 路樹	公園 緑地	街 路樹
熊本市 (再編前)	都市建設局	土木部	公園課	■					
			道路保全課		■				
	各区役所	区民部	各区土木センター			■	■		
熊本市 (再編後)	都市建設局	森の都推進部	みどり政策課	■	■				
			みどり公園課	■	■				
	各区役所	区民部	各区土木センター			■	■		

3.2.2 政令指定都市における都合集約化の状況

政令指定都市における公園緑地及び街路樹の施策等の総括を所管する部署(前節で把握した結果)と、実際に維持管理を所管する部署を前節と同様の要領で把握した。また把握した統合集約化の状況をもとに、類型化した結果、大きく3つに類型化できた。(図3)

類型ごとに説明をすると、1つ目の類型は「維持管理区役所分担型」である。この類型は、本庁の特定部局で公園緑地及び街路樹の施策等の総括を所管し、維持管理を区役所等

が所管する類型である。この類型は、10 都市が該当する。またこの類型を詳細にみると、A-1 から A-3 の3つに細分化できる。A-1 は、公園緑地・街路樹の施策等の総括は本庁特定部局で所管し、公園緑地・街路樹の維持管理は区役所が所管している都市であり、具体的には熊本市（組織再編前後）・札幌市・仙台市・新潟市・岡山市・広島市・北九州市・福岡市の8都市が該当する。なおこれらの都市のなかで、福岡市は街路樹の維持管理を外郭団体である公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会が維持管理を受託している点を補足説明しておく。A-2 は、公園緑地・街路樹の施策等の総括は本庁特定部局で所管し、公園緑地・街路樹の維持管理は本庁部局の事務所がある区域を除いて、区役所が所管している都市である。具体的には川崎市が該当する。A-3 は、公園緑地・街路樹の施策等の総括は本庁特定部局で所管し、公園緑地の維持管理は本庁部局の事務所がある区域を除いて区役所が所管している都市であり、横浜市が該当する。

2つ目の類型は「特定局縦割型」である。この類型は、公園緑地と街路樹で異なる局に分けて、施策等の総括と維持管理を統合集約化している類型である。この類型は2都市が該当する。またこの類型を詳細にみると、B-1 と B-2 に細分化できる。B-1 は、公園緑地は経済環境局、街路樹は都市建設局で、それぞれ施策等の総括と維持管理を統合集約化している都市であり、相模原市が該当する。B-2 は、公園緑地は都市局、街路樹は建設局で、それぞれ施策等の総括と維持管理を統合集約化している都市であり、さいたま市が該当する。

3つ目の類型は「特定部局内完結型」である。この類型は、特定部局内で施策等の総括と維持管理を統合集約化している類型である。またこの類型を詳細にみると、C-1 から C-4 に細分化できる。C-1 は、公園緑地・街路樹の施策等の総括と維持管理を1つの部内で統合集約化している都市であり、千葉市が該当する。C-2 から C-4 は、1つの局内で総括・維持管理が統合集約化されている都市である。C-2 は、公園緑地・街路樹に係る施策等の総括を特定の部で所管し、公園緑地・街路樹の維持管理を同一局内の事務所（出先機関）で所管する都市であり、5都市が該当する。具体的には、静岡市・名古屋市・京都市・大阪市・神戸市が該当する。C-3 は、公園緑地の施策等の総括・維持管理を公園緑地部で所管し、街路樹の施策等の総括を土木部、街路樹の維持管理を同一局内の地域整備事務所で所管する都市であり、堺市が該当す

る。C-4 は、公園緑地の施策等の総括・維持管理を都市整備部が所管し、街路樹の政策等の総括・維持管理を土木部が所管する都市であり、浜松市が該当する。

【維持管理区役所分担型】 10都市

A-1	●本庁特定部局が施策等の総括、区役所が維持管理を分担(8都市) 公園緑地・街路樹の施策等の総括：本庁特定部局 公園緑地・街路樹の維持管理：区役所 ... 熊本(組織再編前後)、札幌、仙台、新潟、岡山、広島、北九州、福岡(街路樹は、外郭団体が維持管理)
A-2	●本庁特定部局が総括、一部の公園緑地・街路樹を除いて、区役所が維持管理と分担(1都市) 公園緑地・街路樹の施策等の総括：本庁特定部局、公園緑地・街路樹の維持管理：本庁部局の事務所がある区域を除いて、区役所分担 ... 川崎
A-3	●本庁特定部局が総括、一部の公園緑地・街路樹を除いて、区役所が維持管理と分担(1都市) 公園緑地の施策等の総括：環境創造局、街路樹の施策等の総括は道路局、公園緑地の一部の維持管理：環境創造局、その他公園緑地・街路樹の維持管理：区役所 ... 横浜

【特定局縦割型】 2都市

B-1	●公園緑地と街路樹で、総括・維持管理ともに縦割(1都市) 公園緑地の施策等の総括・維持管理：経済環境局 街路樹の施策等の総括・維持管理：都市建設局 ... 相模原
B-2	●公園緑地と街路樹で総括・維持管理ともに縦割(1都市) 公園緑地の施策等の総括・維持管理：都市局 街路樹の施策等の総括・維持管理：建設局 ... さいたま

【特定部局内完結型】 8都市

C-1	●1つの部内で施策等の総括・維持管理を統合集約化(1都市) ... 千葉
C-2	●1つの局内で施策等の総括・維持管理を統合集約化(5都市) 公園緑地・街路樹の施策等の総括：部 公園緑地・街路樹の維持管理：同一局内の事務所 ... 静岡、名古屋、京都、大阪、神戸
C-3	●1つの局内で総括・維持管理が完結(1都市) 公園緑地の施策等の総括・維持管理：公園緑地部、街路樹の施策等の総括：土木部、街路樹の維持管理：地域整備事務所 ... 堺
C-4	●1つの局内で総括・維持管理が完結(1都市) 公園緑地の施策等の総括・維持管理：都市整備部 街路樹の施策等の総括・維持管理：土木部 ... 浜松

図3 類型ごとの統合集約化状況

この節の小括をすると、政令指定都市において公園緑地・街路樹に係る施策等の総括と維持管理の統合集約化の状況を見ると、3つに類型化できた。また3つの類型のなかで「維持管理区役所分担型」の都市が多く、その中でも公園緑地・街路樹の施策等の総括を本庁特定部局で所管し、公園緑地・街路樹の維持管理を区役所が所管している都市が多い。また熊本市も組織再編前後ともにこの類型に該当することが分かった。以上より、熊本市は組織再編前後で維持管理を区役所が所管している。そのため施策等の総括と実際の維持管理について、認識の統一や知識・技術の養成等の連携が重要ではないかと考える。

4 緑業務の統合集約化状況の整理

4.1 基本情報の整理

前章で述べた政令指定都市における類型化の試みを整理する。まず前提として、政令指定都市における市域面積³及び人口⁴を散布図(図4)に示した。市域面積でみると浜松市・静岡市が1,400k m²以上と突出して大きい。また人口でみると、横浜市が突出して多いことが分かる。以上の点を考慮して次節から具体的な整理を試みる。

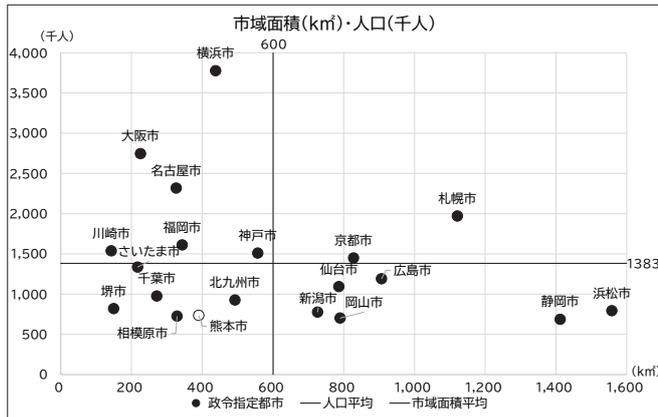


図4 散布図(市域面積・人口)

4.2 政令指定都市移行時期による整理

前章で把握した類型を、政令指定都市移行時期によって、整理した結果を表4に示した。既往文献⁵に基づき、政令指定都市を政令指定都市移行時期でみると、3つに分類できた。

1つ目の分類は「5大都市」である。これは昭和31(1956)年9月1日に政令指定都市となった5都市であり、指定に係る運用上の要件として人口100万人以上があったと考えられている。具体的には、横浜市・名古屋市・京都市・大阪市・神戸市が該当する。これらの類型をみると、緑業務の統合集約化状況による類型では、横浜市を除き、「特定部局内3業務統合集約化型」である。また施策等の総括・維持管理の統合集約化による類型では、横浜市を除き「特定部局内完結型」であった。

第2に「一定の規模能力がある都市」である。これは昭和38(1963)年4月1日から平成15(2003)年4月1日までに政令指定都市となった8都市であり、指定に係る運用上の要件として人口80万人以上があったと考えられている。具体的には、北九州市・札幌市・川崎市・福岡市・広島市・仙台市・千葉市・さいたま市が該当する。これらの類型をみると、緑業務の統合集約化状況による類型では、さいたま市を除き、「特定部局内3業務統合集約化型」である。また施策等の総括・維持管理の統合集約化による類型では、さいたま市・千葉市を除き「維持管理区役所分離型」であった。

第3に「平成の大合併移行市」である。2005年4月1日から現在までに制定指定都市になった7都市である。指定に係る運用上の要件として人口70万人以上があったと考えられている。具体的には、静岡市・堺市・新潟市・浜松市・岡山市・相模原市・熊本市が該当する。これらの類型をみる

表4 政令指定都市移行時期による類型の整理

分類	都市名	移行年月日	緑業務の統合集約化状況による類型	施策等の総括・維持管理の統合集約化による類型
5大都市	横浜市	1956.9.1	特定部局緑の基本計画・公園緑地統合集約化型(部)	維持管理区役所分担型(A-3)
	名古屋市	1956.9.1	特定部局内3業務統合集約化型(部)	特定部局内完結型(C-2)
	京都市	1956.9.1	特定部局内3業務統合集約化型(課)	特定部局内完結型(C-2)
	大阪市	1956.9.1	特定部局内3業務統合集約化型(部)	特定部局内完結型(C-2)
	神戸市	1956.9.1	特定部局内3業務統合集約化型(部)	特定部局内完結型(C-2)
一定の規模能力がある都市	北九州市	1963.4.1	特定部局内3業務統合集約化型(部)	維持管理区役所分担型(A-1)
	札幌市	1972.4.1	特定部局内3業務統合集約化型(部)	維持管理区役所分担型(A-1)
	川崎市	1972.4.1	特定部局内3業務統合集約化型(局)	維持管理区役所分担型(A-2)
	福岡市	1972.4.1	特定部局内3業務統合集約化型(部)	維持管理区役所分担型(A-1)
	広島市	1980.4.1	特定部局内3業務統合集約化型(部)	維持管理区役所分担型(A-1)
	仙台市	1989.4.1	特定部局内3業務統合集約化型(部)	維持管理区役所分担型(A-1)
	千葉市	1992.4.1	特定部局内3業務統合集約化型(部)	特定部局内完結型(C-1)
	さいたま市	2003.4.1	特定部局緑の基本計画・公園緑地統合集約化型(部)	特定局縦割型(B-2)
平成の大合併移行市	静岡市	2005.4.1	特定部局内3業務統合集約化型(局)	特定部局内完結型(C-2)
	堺市	2006.4.1	特定部局内3業務統合集約化型(局)	特定部局内完結型(C-3)
	新潟市	2007.4.1	特定部局内3業務統合集約化型(部)	維持管理区役所分担型(A-1)
	浜松市	2007.4.1	特定部局内3業務統合集約化型(局)	特定部局内完結型(C-4)
	岡山市	2009.4.1	特定部局内3業務統合集約化型(課)	維持管理区役所分担型(A-1)
	相模原市	2010.4.1	特定部局緑の基本計画・公園緑地統合集約化型(部)	特定局縦割型(B-1)
	熊本市	2012.4.1	緑の基本計画分離型	維持管理区役所分担型(A-1)

と、緑業務の統合集約化状況による類型では、「特定部局内3業務統合集約化型」が多いものの、全ての類型が存在していた。また施策等の総括・維持管理の統合集約化による類型では、「維持管理区役所分離型」と「特定部局内完結型」が3都市ずつ、「特定局縦割型」が1都市と全ての類型が存在している。

政令指定都市移行時期ごとに類型をみると、指定時期が新しくなると、指定に係る運用上の要件（人口規模）が緩和され様々な類型がみられるようになったと考えられる。

4.3 公園緑地及び街路樹の多寡による整理

前章までの類型化では、緑の基本計画や公園緑地、街路樹に着目して類型化した。この節では、公園緑地や街路樹の量的な指標として、1人当たり都市公園面積⁶及び千人当たりの市町村道における街路樹（高木）の本数⁷を取り上げた。また各類型化の結果と組み合わせることで散布図を作成し、公園緑地及び街路樹の多寡による整理を試みた。

まず緑業務の統合集約化状況による類型化の結果を整理した。前述した指標と類型化の結果から図5を作成した。その結果、次の4つのことが把握できた。第1に「特定部局内3業務統合集約化型」が幅広く存在しており、特に部で統合集約化されている都市が幅広く存在していた。第2に「特定部局内緑の基本計画・公園緑地統合集約化型」については、2つの指標が政令指定都市における平均より小さい。特に1人当たり都市公園面積は、都市公園法施行規則で定めた標準である10㎡より大きく下回っている。第3に3業務の統合集約化の度合をみると、課で統合集約化されている都市（京都市・岡山市）は、街路樹（高木）の本数が平均より少ない。第4に2つの指標が平均より多い都市は、「特定部局内3業務統合集約化型」であり、部で統合集約化されている。

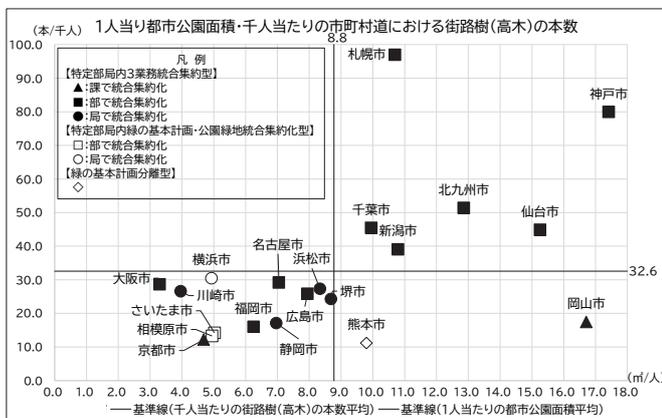


図5 散布図（緑業務の統合集約化）

また施策等の総括・維持管理の統合集約化状況による類型化の結果を整理した。前述した指標と類型化の結果から図6を作成した。その結果、次の2つのことが把握できた。第1に「維持管理区役所分離型」が幅広く存在している。第2に「特定局縦割型」は、1人当たり都市公園面積と千人当たり街路樹（高木）の本数が、どちらも小さい都市にみられる。

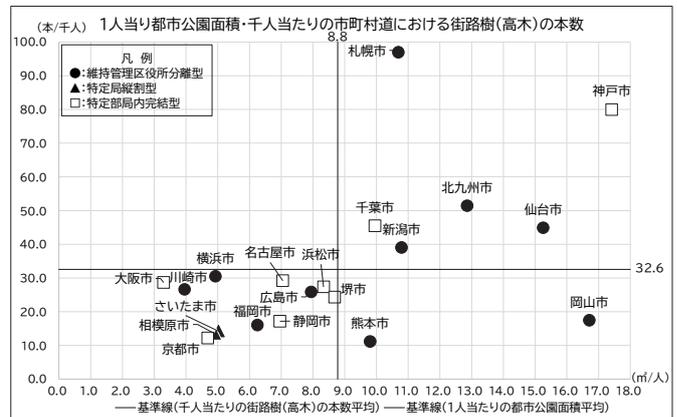


図6 散布図（施策等の総括・維持管理の統合集約化）

5 本研究の成果及び本研究の課題

本研究の成果として、第3章及び第4章では、政令指定都市における緑業務の統合集約化状況について把握し、2つの観点から整理した。まず政令指定都市移行時期の観点から整理すると、指定時期が新しくなると、指定に係る運用上の要件（人口規模）が緩和され様々な類型がみられるようになったと考えられる。また公園緑地及び街路樹の多寡の観点から整理すると、幅広く存在する類型（「特定部局内業務統合集約化型」・「維持管理区役所分離型」や、2つの指標が政令指定都市の平均以上である都市は、「特定部局内3業務統合集約化型」であること等が分かった。

次に熊本市の緑業務に係る組織再編の意義や今後の課題を考察する。熊本市は、令和5（2023）年4月1日緑業務統合集約化を経て、緑の基本計画・公園緑地・街路樹を同じ部内で所管し、政令指定都市のなかで様々な都市で採用されている主流の組織体制となった。統合集約化により緑地の保全や緑化の推進に関して、将来像、目標、施策等を定める緑の基本計画と、地方公共団体の代表的な緑である公園緑地や街路樹が環境局と都市建設局に散在していた状況から、都市建設局森の都推進部に統合集約化されることで、1つの部内での意思決定が可能となった。このような点で総合的・戦略的に施策を推進しやすい体制となったと考えられる。

今後は体制が整ったため、具体的に総合・戦略的に進める方策である緑の基本計画アクションプログラム⁸や熊本市緑の基本計画推進委員会⁹の運営といった計画の適切な運用が重要と考える。

一方で、生物多様性のような緑の基本計画に関連する分野ではあるものの、森の都推進部とは離れてしまった業務については、今後いかに連携をとっていくのが課題となると考える。また維持管理については、組織再編前後で区役所が所管しており、部局が異なるため、維持管理に係る認識の統一や知識・技術を連携して養成していくことが重要となると考える。

本研究の限界は、緑業務の業務統合集約の状況について、主に文献資料をもとに把握した。これについては調査の精度を上げるため、20都市に向けたアンケートで把握することが考えられる。また今後の研究課題は、公園緑地に係る業

務は、施策の立案や総合的な調整、公園緑地の整備計画や整備、活用や占用や使用、財産管理等、多岐に亘る。本研究では、政令指定都市について緑業務の統合集約化の状況から類型化する等、全体像を概観するまでにとどまっている。今後研究を深めていくためには、より具体的な問題意識を持ち、詳細な業務単位での把握や分析が求められるものと考ええる。

(参考文献・資料)

(1) 熊本市「熊本市緑の基本計画」(2021年3月改訂版)

(2) 総務省ホームページ「指定都市一覧」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/shitei_toshi-ichiran.html (2023年4月1日閲覧)

¹ 公益財団法人都市緑化機構「都市の緑3表彰 受賞者決定 「第42回緑の都市賞」「第33回緑の環境プラン大賞」「第21回屋上・壁面緑化技術コンクール」」https://urbangreen.or.jp/wp-content/uploads/2022/10/221014_3shouPress_01.pdf (2022年10月15日閲覧)

² 熊本市議会(1972)『「森の都」都市宣言に関する決議』昭和47(1972)年10月2日

³ 国土交通省国土地理院(2022)「令和4年全国都道府県市区町村別面積調(R4.4.1時点)」

⁴ 国土交通省(2022)「令和3年度末 都市公園整備水準調書(R4.3.31時点)」

⁵ 白井義雄(2007)「大都市制度に関する調査研究(最終報告)」『平市政研究センター研究報告』

⁶ 国土交通省(2022)「令和3年度末 都市公園整備水準調書(R4.3.31時点)」

⁷ 国土交通省国土技術政策総合研究所(2023)「令和3年度末道路緑化樹木現況調査」『わが国の街路樹Ⅹ』

⁸ 緑の基本計画アクションプログラムとは、令和3(2021)年3月に策定された「熊本市緑の基本計画」の実行性を高めるための行動計画のこと。令和5(2023)年3月に「中心市街地エリア」、「上熊本エリア」、「立田山エリア」について策定された。

⁹ 熊本市緑の基本計画推進委員会とは、熊本市緑の基本計画における事業の進捗の評価・審議する委員会のこと。外部委員(有識者等)からなり、令和4年度より年に1回開催されている。

永田 裕(熊本市都市政策研究所 研究員/主任技師)

千葉大学大学院園芸学専攻環境園芸学専攻博士前期課程修了。平成29(2017)年度熊本市役所入庁。緑地の保全及び緑化の推進に係る業務(公共地の管理、保存樹木制度の運用、緑化協議、緑化補助金制度の運用、緑に関する普及啓発事業)に従事し、令和4(2022)年度より現職。

付表 政令指定都市における緑業務の所管部署の把握に係る参考資料一覧

都市名	資料名等	出典・URL	閲覧日等
札幌市	札幌市事務分掌規則	札幌市	2022年8月3日
	令和4年度 札幌市機構図概要(令和4年4月1日現在)	札幌市	2022年8月2日
	札幌市ホームページ「さっぽろの街路樹」	https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/machi/hanamidori/gairoju/	2022年8月8日
仙台市	仙台市区役所事務分掌規則	仙台市	2022年8月3日
	仙台市行政機構図(令和4年4月現在)	仙台市	2022年8月2日
	仙台市区役所事務分掌規則	仙台市	2022年8月8日
新潟市	新潟市行政組織規則	新潟市	2022年8月3日
	新潟市組織機構図(令和4年4月1日)	新潟市	2022年8月2日
	新潟市区役所組織規則	新潟市	2022年8月8日
	新潟市土木総務課への聞取結果	新潟市	2022年8月25日
川崎市	川崎市事務分掌規則	川崎市	2022年8月3日
	川崎市の組織(令和4年4月1日現在)	川崎市	2022年8月2日
	川崎市区役所事務分掌規則	川崎市	2022年8月8日
	川崎市ホームページ「川崎市の基本計画」	https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000023138.html	2022年8月8日
相模原市	相模原行政組織及び事務分掌規則	相模原市	2022年8月4日
	令和4年度 行政機構図	相模原市	2022年8月2日
	相模原市ホームページ「土木部」	https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026709/1000105/1025057/1009956.html	2022年8月2日
	相模原市ホームページ「街路樹の管理」	https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026823/1004480/1026830/1004507/1004511.html	2022年8月8日
さいたま市	相模原市路政課への聞取結果	相模原市	2022年8月25日
	さいたま市事務分掌規則	さいたま市	2022年8月4日
	さいたま市行政組織図(令和4年4月1日現在)	さいたま市	2022年8月2日
	さいたま市事業所事務分掌規則	さいたま市	2022年8月8日
千葉市	さいたま市ホームページ「さいたま市緑の基本計画(改訂版)」	https://www.city.saitama.jp/001/010/019/001/p002979.html	2022年8月8日
	さいたま市ホームページ「道路の維持管理計画」	https://www.city.saitama.jp/001/010/018/007/002/p010863.html	2022年8月8日
	千葉市事務分掌規則	千葉市	2022年8月4日
	千葉市行政組織図(令和4年7月1日)	千葉市	2022年8月2日
横浜市	横浜市事務分掌規則	横浜市	2022年8月4日
	横浜市組織図(令和4年4月13日現在)	横浜市	2022年8月2日
	横浜市公園緑地事務所規定	横浜市	2022年8月8日
	横浜市ホームページ「横浜水と緑の基本計画」	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/mizutomidori.html	2022年8月8日
	横浜市ホームページ「横浜の街路樹」	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/anzenshisei/vasashii/gairoju/tree.html	2022年8月8日
静岡市	静岡市事務分掌規則	静岡市	2022年8月4日
	静岡市組織機構図(令和4年4月1日現在)	静岡市	2022年8月2日
	静岡市ホームページ「道路構造維持管理計画」	https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_005257_00001.html	2022年8月8日
	静岡市公園整備課への聞取結果	静岡市	2022年8月25日
浜松市	浜松市事務分掌規則	浜松市	2022年8月4日
	浜松市行政組織(令和4年7月1日現在)	浜松市	2022年8月2日
名古屋市	名古屋事務分掌条列施行細則	名古屋市	2022年8月4日
	名古屋市の組織(令和4年6月1日現在)	名古屋市	2022年8月2日
	名古屋土木事務所処務規程	名古屋市	2022年8月8日
	名古屋市ホームページ「街路樹管理 Q&A」	https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000078675.html	2022年8月8日
京都市	京都市事務分掌規則	京都市	2022年8月4日
	京都市組織図(令和4年4月1日現在)	京都市	2022年8月2日
	京都市みどり管理事務所規則	京都市	2022年8月8日
	京都市ホームページ「新たな「京都市緑の基本計画」の策定について」	https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetsu/page/0000077122.html	2022年8月8日
大阪市	京都市みどり政策推進室への聞取結果	京都市	2022年8月25日
	大阪市事務分掌規則	大阪市	2022年8月4日
	大阪市機構図(令和4年7月1日現在)	大阪市	2022年8月2日
堺市	大阪市ホームページ「公園事務所」	https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000082275.html#3	2022年8月8日
	大阪市ホームページ「街路樹はこんなに役立っています」	https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000370568.html	2022年8月8日
	堺市事務分掌規則	堺市	2022年8月4日
	堺市行政機構図(令和4年7月1日現在)	堺市	2022年8月2日
神戸市	堺市ホームページ「堺市の街路樹管理について」	https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/koho/kocho/shiminnokoe/R04/r041115/7.html	2022年12月9日
	堺市土木監理への聞取結果	堺市	2022年8月25日
	神戸市事務分掌規則	神戸市	2022年8月4日
	神戸市組織図(令和4年4月)	神戸市	2022年8月2日
岡山市	神戸市ホームページ「建設局 公園部 整備課」	https://www.city.kobe.lg.jp/a10019/shise/about/construction/soshiki/3000/3000/3008.html	2022年8月8日
	神戸市ホームページ「建設事務所の業務内容」	https://www.city.kobe.lg.jp/a60016/shise/about/construction/soshiki/3000/3000/3024.html	2022年8月8日
	岡山市事務分掌規則	岡山市	2022年8月4日
	令和4年度岡山市行政機構図(令和4年4月1日)	岡山市	2022年8月2日
広島市	岡山市区役所事務分掌規則	岡山市	2022年8月8日
	岡山市ホームページ「街路樹を剪定してほしいが、どこに連絡すればいい?」	https://www.city.okayama.jp/faq/faq_detail.php?frmId=447	2022年12月9日
	広島市事務組織規則	広島市	2022年8月4日
	広島市行政機構図(令和4年6月20日現在)	広島市	2022年8月2日
北九州市	広島市ホームページ「街路樹の管理についての問合せ先はどこですか」	https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/faq/7386.html	2022年8月8日
	広島市ホームページ「公園はどちらの所管ですか。」	https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/faq/7361.html	2022年8月8日
	北九州市事務分掌規則	北九州市	2022年8月4日
福岡市	北九州市機構図(令和4年4月)	北九州市	2022年8月2日
	北九州市区役所等事務分掌規則	北九州市	2022年8月8日
	福岡市公報(令和4年3月31日 第6852号)	福岡市	2022年8月4日
	福岡市の組織図(令和4年4月1日現在)	福岡市	2022年8月2日
熊本市	福岡市ホームページ「住宅都市局」	https://www.city.fukuoka.lg.jp/soshiki/juutakutoshi.html	2022年8月8日
	公益財団法人福岡市みどりのまちづくり協会ホームページ「福岡市の街路樹について」	https://www.midorimachi.jp/roadside-tree/faq/	2022年8月8日
	公益財団法人 福岡市緑のまちづくり協会について(令和4年8月1日)	福岡市	2022年8月1日
	熊本市事務分掌規則	熊本市	2022年8月4日
熊本市	熊本市機構図(令和4年4月1日現在)	熊本市	2022年8月2日
	熊本市区役所等事務分掌規則	熊本市	2022年8月8日